

廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金交付要綱

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

告示第 2 3 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊による広域緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広域緊急輸送道路 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 2 5 年 6 月）に定める広域的な災害支援に資する路線をいう。
- (2) 広域緊急輸送道路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）（以下「法」という。）第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき県が耐震診断を義務付けた住宅及び建築物をいう。
- (3) 耐震診断 法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断で、法第 4 条第 2 項第 3 号の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に沿って行うものをいう。
- (4) 耐震化 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修、建替え又は除却をすることをいう。
- (5) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をする

ことをいう。

- (6) 耐震補強設計 耐震改修を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。
- (7) 事業実施者 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を実施する建物所有者等をいう。
- (8) 耐震診断判定書 耐震診断評価機関から耐震診断結果が適切である旨の評価を受けた評価書をいう。
- (9) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (10) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (11) 建築物 第9号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (12) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。

（補助対象建築物等）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる住宅及び建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する広域緊急輸送道路沿道建築物であること。
- (2) 法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物でないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外のものであること。
- (4) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震

改修に係る命令を受けていないものであること。

- (5) 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたものであること。
- (6) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあつては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）により確認されたものであること。
- (7) 補助対象建築物（建替えされる住宅に限る。）にあつては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (8) 補助対象建築物（建替えされる建築物に限る。）にあつては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下、「省エネ基準」という。）へ適合すること。

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であつて市税の滞納がない者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建物等を管理するために補助対象建築物の区分所有者全員で構成された団体であつて、区分所有者全員が市税の滞納がない者
- (3) その他市長が適当と認める者

（補助対象事業）

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- (1) この補助金の交付決定日より前に、補助対象事業に係る契約を行っていないこと。
- (2) 市、国、本市以外の地方公共団体その他公的団体から、補助対象事業について、他の補助金その他これに類するものの交付を受けないもの。
- (3) 耐震改修を行う場合にあっては、耐震診断判定書の交付を受けた耐震補強設計に基づき行われたもの、又は耐震改修に伴い建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の建築確認を受ける必要がある場合には、確認済証の交付を受けたもの。（耐震改修工事を行う全ての部分を対象として確認済証の交付を受けたものに限り、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条各号に掲げる工事を行なうものは対象としない。）
- (4) 建替えを行う場合にあっては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けたものであること。
- (5) 除却を行う場合にあっては、補助対象建築物の全部を除却するものであること。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、別表に掲げる額を上限とする。ただし、この場合において、当該交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市の廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物

耐震化事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書その他所有者が確認できるもの
- (2) 当該補助対象建築物の所有者（区分所有されている補助対象建築物にあっては、すべての区分所有者）の市税完納証明書（滞納のない旨の証明書）
- (3) 区分所有されている補助対象建築物にあっては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の総会の決議書等
- (4) 補助対象事業に要する費用に消費税を含める場合にあっては、消費税仕入れ税額控除確認書
- (5) 当該補助対象建築物に係る確認済証の写しその他当該補助対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (6) 当該補助対象建築物に係る耐震診断の結果を示す書類
- (7) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあっては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士が証する書類
- (8) 当該補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、床面積求積図（用途別床面積算定表を含む。）、構造図、耐震改修を行う箇所を明示した図、現況外観写真等
- (9) 当該補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (10) 当該補助対象事業が耐震改修である場合にあっては、当該耐震改修において補修等を行う箇所及びその方法等を示した構造図並びに当該耐震改修の計画が耐震判定委員会において適切である旨の評価を受けたものであることを証する書類
- (11) 当該補助対象事業が建替え工事である場合にあっては、建替え工事に係る実施設計図書及び省エネ基準に適合していることを確認できる書類
- (12) 当該補助対象事業が除却工事である場合にあっては、除却

工事に係る除却範囲を示した図書

(13) 当該補助対象事業が確認済証の交付を受けなければならない工事である場合にあっては、当該工事に係る確認済証の写し（建築基準法以外の法令の規定により確認済証の交付があったものとみなされる認定を受けた工事にあっては、当該認定を受けたことを証する書類）

(14) 当該補助対象事業の工程表

(15) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請を審査し、この要綱による補助金の交付を決定したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った申請者にその旨を通知し、この要綱による補助金の交付を行わないことを決定したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った申請者

にその旨を通知するものとする。

2 市長は、この要綱による補助金を交付するときは、次に掲げる条件のほか、この要綱の目的を達成し、前項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が適切に補助対象事業を行うために必要な条件を付するものとする。

(1) 補助金は補助対象事業に要する経費に充てること。

(2) 市長が補助対象事業の実施状況等に関する報告を求めたときは、市長が定める期限までに、当該実施状況等が確認できる書類を添付して報告すること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。

（帳票等の保存期間）

第9条 補助金の交付決定を受けたものは、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした領収書等の書類及び帳票を備え、当該補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（事業の着手）

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る補助対象事業に着手したときは、遅滞なく廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業着手届（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 補助対象事業の実施に係る請負契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業内容の変更等）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定後において、当該決

定に係る補助対象事業について、内容の変更等を行う場合は、あらかじめ廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に当該変更等の内容がわかる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更等を承認したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出して、補助対象事業の実績報告をしなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に要した経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあっては、当該検査済証の写し
- (3) 補助対象事業実施前後の状況及び工事の状況等、補助対象事業の実施内容を写した写真
- (4) 当該補助対象建築物（建替え又は除却に限る。）の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物管理票E票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による実績報告をする者のうち、第7条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた金額について消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が第8条第1項の規定による補助金の交付の決定及び同条第2項の規定によりこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が規則第17条各項のいずれかに該当するときは、この要綱による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐

震化事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 10 号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金返還命令書（様式第 11 号）により、期限を定めて、補助金事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助事業者は、第 12 条の規定による実績報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）により、速やかに市長に報告するとともに、前条の規定による市長の返還の命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

（全体設計承認）

第 18 条 申請者は、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計承認申請書（様式第 13 号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請し、当該補助対象事業に係る事業費の総額、年度ごとの工程、出来高及び補助金の交付額等に関する設計（以下「全体設計」という。）について、当該全体設計に基づく補助対象事業に係る最初の補助金の交付の申請をするまでに市長の承認を受けなければならない。

- (1) 当該補助対象事業に係る年度ごとの工程が確認できる書類
- (2) 当該補助対象事業に係る年度ごとの出来高の見積書又はその写し
- (3) 当該補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、床面積求積図（用途別床面積算定表を含む。）、構造図、耐震改修を行う箇所を明示した図、現況外観写真等
- (4) 当該補助対象事業が耐震改修である場合にあっては、当該耐震改修において補修等を行う箇所及びその方法等を示した構造図並びに当該耐震改修の計画が耐震判定委員会において適切である旨の評価を受けたものであることを証する書類
- (5) 当該補助対象事業が建替え工事である場合にあっては、建替え工事に係る実施設計図書
- (6) 当該補助対象事業が除却工事である場合にあっては、除却工事に係る除却範囲を示した図書
- (7) 当該補助対象事業が確認済証の交付を受けなければならない工事である場合にあっては、当該工事に係る確認済証の写し（建築基準法以外の法令の規定により確認済証の交付があったものとみなされる認定を受けた工事にあっては、当該認定を受けたことを証する書類）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を審査し、当該申請に係る全体設計を承認したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計承認通知書（様式第14号）により当該申請を行った者にその旨を通知し、当該申請に係る全体設計を承認しないと決定したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計不承認通知書（様式第15号）により当該申請を行った者

にその旨を通知するものとする。

3 市長は、全体設計を承認するときは、次に掲げる条件のほか、

この要綱の目的を達成し、前項の規定による承認を受けた者が適切に補助対象事業を行うために必要な条件を付するものとする。

(1) 承認を受けた全体設計を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業が全体設計において予定した期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

4 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた全体設計について変更（変更の内容が軽微なものとして市長が認めたものを除く。）、中止又は廃止（以下「変更等」という。）を行う場合は、あらかじめ廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書（様式第16号）に当該変更等の内容がわかる書類を添付して市長に提出し、当該変更等を行った補助対象事業に係る第7条第1項の規定による申請又は第11条第1項の規定による書類の提出をするまでにその承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定により廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、全体設計の変更等を承認したときは、廿日市市広域緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業全体設計変更（中止・廃止）承認通知書（様式第17号）により第2項の規定による承認を受けた者に通知するものとする。

6 第2項の規定による承認を受けた補助対象事業に対する補助金の交付額は、当該補助対象事業に要する費用の合計及びこれに対する年度ごとの補助金の合計に第6条の規定を適用し、同条の規定により算定した額に年度ごとの補助対象事業の出来高の補助対象事業に要する費用全体に対する割合を乗じて得た額を限

度とする。

- 7 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた補助対象事業に係る第7条第1項の規定による申請（当該補助対象事業に係る最初の申請を除く。）をするときに、同項各号に規定する書類のうち、市長が最初の申請時から変更がないため不要と認めたものを添付することを要しない。
- 8 第2項の規定による承認を受けた補助対象事業については、当該補助対象事業に係る最初の申請を行う年度を除き、第10条第1項の規定を適用しない。
- 9 第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた補助対象事業に係る第12条第1項の規定による実績報告（当該補助対象事業に係る最後の報告を除く。）をするときに、同項第1号及び第2号までに規定する書類を添付することを要しない。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

別表

補助対象建築物	補助金の額の上限
第2条（2）項に定める建築物	広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に要する費用に15分の11を乗じた額。 ただし、耐震化に要する費用は、補助対象の延べ面積に、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱第3第1項第三号に掲げる額を乗じて得た額を限度額とする。